山
発 行 担 当 課 (室)

◎岡山県告示第六百五十三号

項 介護保険法 規定により、 (平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項及び第百十五条の五第二 次のとおり指定居宅サー ビスの事業及び指定介護予防サー ビスの事業

を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知

木

隆

太

事業所の 名称及び所在地

株式会社 S Α S A C E R

Ε

岡山県総社市井尻野一六六三―

2

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社 S Α С Ε R

2 所在地

岡山県総社市井尻野一六六三-

三

廃止年月日

平成二十九年一月三十

介護保険事業所番号

兀

三三七〇八〇一〇〇七

五

介護予防福祉用具貸与

◎岡山県告示第六百五十四号

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

平成二十八年十二月二十七日

山県知事

太

保安林予定森林の所在場所

井原市芳井町梶江字迫ケ市ニー \mathcal{O} 井原町字長川水落三一五二の六 次 図に示

指定施業要件 土砂の流出 の防

立木の伐採の方法

主伐は、 択伐による。

(2)(1)主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

次のとおりとする。

(3)間伐に係る森林は、 伐採の限度

立木の

2

次のとおりとする。

(「次の 図 及 び 「次のとおり」 は省略 その 及び関係書類を岡 山県庁及び

原市役所に備え置い て縦覧に供する。)

◎岡山県告示第六百五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、 岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

、楢津地区

岡山県知事

木

太

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標

柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた区域

11	11	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	11	岡山
"	11	11	"	11	"	"	"	"	11	"	"	11	"	"	"	"	"	"	11	界岡 山土
"	IJ	"	"	"	"	"	"	11	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	市北区
IJ	"	"	"	"	首郊	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	楢油
IJ	IJ	11	字屋敷前	"	首部字西山	IJ	IJ	字割岩	字道下	IJ	IJ	"	字西谷	IJ	字奥谷	字奥谷西	字ぬめり出	字東谷	字西谷	山県岡山市北区楢津字番丈金
一五一番	一五〇番四	一五七番四	一五八番地先道路敷	一七九番	一六一番	三二九四番二	三二九三番二	三二七七番一	三一九八番二	三一七八番	三一七九番一	三一九二番三	三一九二番一	三一九六番	三二二二二番	三二三〇番一	字ぬめり岩三一三八番一	三〇三九番一	三一六三番	三一六八番
二十六号	二十五号	二十四号	二十三号	二十一号及び二十二号	二十号	十八号及び十九号	十七号	十六号及び三十四号	十五号	十四号	十二号	十一号	十号	九号	七号及び八号	六号	五号	四号	二号、三号及び十三号	一号

"	"	"	"	"	"	"	"	"
IJ	11	11	IJ	IJ	11	IJ	"	"
"	11	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	棹
字中ノ庄	字割岩	字中ノ庄	字東ノ庄	11	字東ノ上	IJ	"	津 字首端
三二一八番	三二七七番三	三二一八番二	三二一五番	三九番地先道路敷	三九番	三四番一	二九番三	力
三十五号	三十三号	三十二号	三十一号	三十号	二十九号	二十八号	- - - - - - - -	· 二十七字
							(管見)ラス	(産界ド言

(五三四) 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四 項の規定によ

次 のとおり特定非営利活動法 人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年十二月二十七日

山県知事

木

太

申請のあった年月日

平成二十八年十二月十二日

申請に係る特定非営利活動法人の

特定非営利活動法人コミュニケーションネットワ

ク L

三 代表者の氏名

渡邊 則子

主たる事務所の所在地

兀

備前市伊部一七八五番地の日

五 定款に記載された目的

ンセリングや体験活動、 この法人は、 不登校やひきこもり 特別な介護を必要とする高齢者の などの社会的不適応の子どもや家族に対するカウ の施設運営などの事業

を行い、地域社会の福祉に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

(五三五) 地方独立行政法 人岡 Щ 県精神科医療セ ンター 第三期中期目標を次の とおり

平成二十八年十二月二十七日

凹山県知事 伊原木 隆 太

立行政法人岡山県精神科医療セ ンダ 徭8 期中期目

第2期中期目標の総括について

理事長の強いリーダーシップのもと, を十分に生かし、機動的・戦略的な運営体制のあり方を追求し、 地方独立行政法人岡山県精神科医療セン 職員一丸 K j, となって地方独立行政法人制度の特長 第1期中期目 改革を継続している 標期間に引き

割を担う 神科教急医療の中心的な役割を担うなど,積極的に使命を果たし 精神疾患地域連携体制整備事業」 る先進医療機関と 身体・精神合併症患者への適切な支援を行うため総合病院と連携を強化し、精 さとして、 ن. وب 思春期精神科医療, して委託を受け, 国の事業である 全国的にも数少ない司法精神入院棟を運営 薬物等依存症医療など、高い専門性が求め 将来への治療の一般化に向けた取組を行っ 「依存症治療拠点機関設置運営事業」 「子どもの心の診療ネットワー し,民間病院 ている られる

時の精神科医療の中核病院と 県地域防災計画に基づき 全国各ブ 平成26年11月 ロックの中核的な自治体精神科病院と相互支援協定を結ぶなど災害 F) 医療機関等への支援を行 「岡山県災害時精神科医療中核病院」の指定 しての機能を強化し \cap \sim ٠. ٩ 全国的な大規模災害時

医療の確保に大き 患者の自立と社会参加に向けて通所型デ \sim ٠, ٩ 役割を果た 就労支援な している ど地域での生活の支援を行う イケアを併設した診療所を開設 など地域精神保健

第1 基本的な役割

ど 立病院として, 闘いへ を基本的役割と 関係機関と 健全な運営の下 S ٦ り高い 精神保健, ベルでの精神科医療を実現す 教育環境の整備

第2 中期目標の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とす

徭 ズメ その他の業務の質の向上に関する事項

, 県民のための病院 る項目について取り組むこ である Ø (1 \wedge を意識 \cap 県民が必要と する良質な医療を提供する

精神科医療の中核病院としての役割の発揮

① 政策的医療の推進

精神科医療の中核病院 心神喪失者等医療観察法への対応などの政策的医療の推進に努める \sim \mathcal{A} で高度な精神科医療を提供 精神科救急 1 \cap

② 児童・思春期精神科医療の充実

診療機能の強化と早期発見・早期支援につなげる体制づくり 精神科医療領域に属する疾患を有する児童及び思春期での患者に対処するた 行政・学校等との連携による一貫した支援に努める を行い、 児童思春期

ス問題への対応も 児童虐待, 行り 発達障害に関する臨床研究や, 総合支援システムの強化に努める 虐待侧 (親等) $\overset{\circ}{\vee}$

③ 精神科医療水準の向上

助言等を率先して行う 精神科医の養成に取り組むなど精神科医療水準の向上を図る 精神科医療従事者研修, \sim \cap # 12, 医療 • 精神科臨床研修を通 研究機関 と連携した調査・研究, <u>`</u> 積極的に様々な分野の 関係機関

「岡山県保健医療計画」に基づき外来・デイケア つ病対策, 생, CTの活用も検討しながら地域における精神科医療の向上に寄与する 県民が広く 他の入院医療機能, 身体疾患を有する精神障害者や高齢の精神疾患患者への対応な 受診しやすい医療環境の整備や精神科教急, 在宅医療機能との連携を行い, ・訪問支援等の体制の充実 Ш 殺対策を \wedge

④ 精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及

者に対する県民の理解を深めるため幅広く普及啓発に取り組み, 医療機関と を推進し しての役割に加え地域に開かれた病院と お互いが人と ての尊厳を認め, 対
さ合
う \subset て,精神疾患や精神障害

⑤ 災害対策

可能な危機管理体制を整備す 災害など重大な危害が発生 災害対策に協力し, した場合には, 必要な精神科医療を提供す 「災害派遣精神医療チ 県の災害時精神科医療の中核病院 なただ

T)」の中心的な役割を果たすこと。

患者や家族の視点に立った医療の提供

 \mathcal{O}

① 患者の権利を尊重した医療の提供

適切な対応 う必要があ が行 そのため, 稀门, 法令等を遵守して, 患者の権利が侵害されないよ 職員は患者の権利を十分に理解 最大限の配慮を

② 患者・家族の満足度の向上

療の提供を行 患者や家族の意 など、 馬 ・要望を迅速かつ的確に把握し, 患者や家族の視点に立っ その満足度が高められる ・メに応 じたき め細かい

医療の質及び安全の確保

① 医療水準の向上

師をは 神科医療水準の向上を図る 医療に対応す 大学等との連携により じめ優れた医療従事者の確保, \wedge \cap # 17, 医療二 精神• 1 \cap 神経疾患等に対する中心的な機能を果た ズや医療環境の変化に迅速に対応 養成に努め, 公立病院と , 7 S S 高度化した ٦

② 医療安全対策の徹底・検証

環境を提供する 医療事故を未然に防止 一数める ため、 $\overset{\circ}{\vee}$ 医療安全対策を徹底する 患者が安心して治療に専念 $rac{1}{2}$ \wedge ن. هر S 14 その実施効果について \mathcal{O} 安全 安心な医

・患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化

① 地域移行・生活支援のための体制整備

進に取り組むと 精神科医療二 「入院医療中心から地域生活中心へ」 効果的なリハビリ スの体制整備 ズに即応す [1 Gr を行 地域移行に向けた段階的な支援と生活 41 る多職種から [1 \sim (, Ш ンを行い、 の改革を 入院医療の質の向上 ムを編成し, N らに進める 会支 ため, を図り退院促 会議の開催や

② 地域医療連携の強化

地域医療に貢献するなどの地域医療連携のさ J 通正 な医療を受けられる ٦ ر. ري 地域の医療機関との病診 Q_{λ} \mathcal{N} 取組 を図 病病連携

③ 訪問・通所型医療の提供

援のための関係機関とのネッ 精神障害のある 診療契約が結べない患者への多職種に 人が地域の中で主体的に安心 トワー を構築 ٦ し,訪問診療や訪問看護, して暮らせ Ø か トリ Ø ーチ等 切れ目 を行 通所サ のない 1 \wedge

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

断の見直しを行い、 立った病院経営戦略を構築す 地方独立行政法人制度の特長を十分に生かして, 層効率的な業務運営 \cap \cap ~ 전 [건, Ш を行う 己決定・ 柔軟かつ効率的に Ш \wedge $[\square]$ 責任に よる業務運営の不 長期的な視点

第5 財務内容の改善に関する事巧

図る の改善及び効率化を 、立病院 しての使命を果たしていく N らに徹底する [1 \cap Ñ ための経営基盤を強化 ٦ 中期目標期間中の財務内容の充実を S NH \mathcal{O}

第6 その他業務運営に関する重要事項

立病院とし て継続的に医療を提供で 14 \mathcal{N} ٦ ٥ 次に掲げる項目に ついて計画的に

1 施設及び医療機器の整備に関する計画

医療技術の進展など を総合的に勘案 施設及び医療機器の整備

2 適正な就労環境の整備と人事管理

員の業務能力を的確に 職員が充実感 定期的に職員のヘル が花し て働へ 反映した を実施 \wedge 人事管理に努め S \mathcal{N} Ø B 就労環境の整備に努め, 常業務の質の向上 ·, 外 図 B ; 17 \cap

3 情報管理の徹底

ング \wedge が個人情報等を保護す Ň \wedge 重要性を認識 その管理を徹底

三

縦覧に供する書類

土地改良区定款

八条第一項の [五三六] 土地改良法 あ った新規土地改良事業の施行について、 規定により、 (昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定によ その 申請を適当と決定し たので、 同条第九項において準用する同法第 関係書類を次 0 とおり縦覧

て十五日以内に岡山県備 こ の 公告に係る決定に 前県民局長に申 対 て異議がある者は、 し出ることができる。 縦覧の 期間 満了 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 翌日 か ら起算し

平成二十八年十二月二十七

木 太

地区名

西七区支線

69 号

(農地耕作条件

(農業用

用排水施設)

児島湾土地改良区

西七区支線84号

西七区支線71号

事業計画書

縦覧の

兀

五 平成二十八年十二月二十七 覧の場所 日 から平成二十九年一月十七

日まで

山県備前県民局農林水産事業部

[五三七] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二十七日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

原

木

太

赤磐市立川字下沢五四九

許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市桜が丘西十丁目五

一六

許可番号

岡山県指令建指第九七号

五三八 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二十七日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

原

木

太

許可を受けた者の住所及び氏名 浅口市金光町占見新田一二二七

浅口市金光町占見新田一〇四七

 \equiv

許可番号

岡山県指令建指第二〇八号

(五三九) 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二十七日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字大池三三八六-一、 三三八 三三八九

許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

三、三四〇二一一、三三八八一一地先道、

三四〇二一

地先水路

許可番号

代表取締役

小松原勇介

岡山日野自動車株式会社

山市北区久米一六六—

岡山県指令建指第七七号

五四〇 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字木塚二七一-一、二七三-一〇、

許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区清輝本町一-二号センチュ守安 裕輔 二丁目五-一八

〇一号エステー

東中央四〇七

岡山県指令建指第二二〇号

三

許可番号

由希

五四一 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二十七日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

原

木

太

総社市岡谷字蓮池下五五〇--

許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市新田二五八○−一四シャル

7

○ 一 号

許可番号

岡山県指令建指第一九九号

五四二 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二十七日

原

木

太

総社市上林字山本三二〇-五開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総出市真産一〇〇一一コーポ与許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一八〇-一コーポ吉本A棟二号室

4 終

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第二二六号

五

年政令第三百七十二号)に基づき、 五四三 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し 特例を定める政令 (平成七

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知·

原 木

太

入件名及び数量

ワ - ク端末 三〇〇式

平成二十九年三月

日から平成三十四年二月二十八日まで

岡山県警察本部警務部情報管理課

契約に関する事務を担当する課等

名称及び所在地

三

山市北区内山下二丁目

几 落札者を決定した日

落札者の氏名及び住所 平成二十八年十月二十七

ECキャピタル ソリュ ショ ン株式会社

東京都港区港南二丁目一五番三号

六

落札金額

一月当たり二、

四 九

七、

六

八円

(うち消費税額及び地方消費税の

七 契約の相手方を決定した手続

八 入札公告日

般競争入札

平成二十八年九月六日

年政令第三百七十二号)に基づき、 五 四四 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し (平成七

平成二十八年十二月二十七日

原 木

太

借入件名及び数量

式

山県警察本部警務部情報管理課

三

契約に関する事務を担当する課等

 \mathcal{O}

名称及び所在地

平成二十九年三月一

日から平成三十四年二月二十八日まで

山市北区内山下二丁目

几 落札者を決定した日

平成二十八年十月二十七

五 落札者の氏名及び住所

株式会社JECC

東京都千代 出区丸 0 内三丁目 四番一

六

月当たり九四三、 五九六円 (うち消: 費税額及び地方消費税の 額六九、 九

七 契約の相手方を決定した手続

八 八札公告日

平成二十八年九月六日

◎岡山県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法

(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、平成二十九年度における第五種共同漁業権魚種の増殖について次のとおり指示

平成二十八年十二月二十七日

平成29年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示

岡山 県内水面漁場管理委員会

숲 長

加 藤

卓

夫

(単位:kg ただし,わかさぎは卵数について 単位:万粒)

		E E	D II						1		3	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		- - - - - - - - - -
	油 掛 故 回 盆 入 夕			放	. ₹	流	魚		種			代档	代替措置可能魚種	負種
漁業権番号	(漁業権者名)	F F	うなぎ	\$ \$	バ 計 み	なまず	すっぽん	たじます	Ã T	5 5 7	わかさぎ	FF VY	てながえび	もくずがに
内共第1号	吉 井 川 南 部	1,400	50	40	I	I	10	50	30	I	I	80	I	50
内共第2号	吉野川	1,800	50	40	400	I	I	50	I	I	I	90	I	15
内共第3号	吉 井 川	1,800	40	30	350	I	10	I	I	1	I	100	I	10
内共第4号	加茂鄉	600	15	I	200	I	I	30	I	1	I	30	I	I
内共第5号	久 田 川	500	15	I	150	_	I	I	I	_	I	30	I	I
内共第6号	奥津川	350	Ι	I	250	_	-	I	I	_	-	Ι	Ι	I
内共第7号	旭川南部漁連	1,600	50	50	_	_	10	_	_	_	I	100	_	10
内共第8号	旭 川 中 央	2, 100	100	200	600	_	Ι	100	_	_	I	50	_	I
内共第9号	湯 原	450	25	ı	250	_	-	100	_	_	I	30	_	I
内共第10号	旭 川 北	450	20	ı	450	_	-	150	_	_	I	30	_	I
内共第11号	高 梁 川	3,600	90	80	_	_	20	_	_	_	I	150	_	75
内共第12号	小 田 川	400	25	I	I	ı	10	I	I	1	I	30	I	15
内共第13号	芳 井 町	400	15	I	I	ı	ı	I	I	1	I	30	I	I
_														

2

産卵床造成

(てながえび)造成束数

 $101 \sim 150$

ω Ν

 $51 \sim 100$

蒞

븼

చ

圾

嶣

準

kg 1

10 ォ

ソダ10束の造成で約12kgの 増殖とみなす。

3

親がに・C1

(甲幅約3mmの稚がに)

放流 (もくずがに)

蒞

븼

親がに放流基準

C1放流基準

10

親がに8.4kgの放流 で10kgの増殖とみ なす。

C1, 0.13kgの放流で 10kgの増殖とみなす

$1 \sim 50$	指示	(1) 産卵床造原	備考 はえ,
kg 50	岬	造成	7
箇所 1	造成箇所数	(はえ)	cがえび及びも
順所 │ 1 箇所当たり約500㎡の造成 で約50kgの増殖とみなす。	7数 造成基準		はえ、てながえび及びもくずがにについては、漁業権番号ごとの指示量に応じて、次に掲げる方法により放う
			より放流の代替措置を行うことができる。

内共第19号 内共第20号

Ξ

 \equiv

I = I

10 5

280 120

 $| \cdot |$

25 25

 $| \cdot |$

1 |

1 1

5 5

| |

40 10

1 1

内共第17号 内共第18号

擽

馬

35

700 100

300 100

1 1

1 1

Ī

50

Ξ

, 400 200

内共第21号 内共第22号

三

硘

湾

緂

¥

1 1

75 15

, 400 600

 $| \cdot |$

5 5

 $| \cdot |$

| |

160 40

| |

 $| \cdot |$

5 5

 $| \cdot |$

为共第14号 为共第15号 为共第16号

成

= #

 \equiv

1,700 300

50 10

| |

20 30

១ ១

I = I = I

I = I = I

| | |

 $| \cdot |$

20 5

I = I = I

25 25

I = I = I

10